

## 令和4年度第6回浜松市行政区画等審議会

日時：令和4年12月8日（木）午前10時から  
場所：浜松市役所 本館8階 第4委員会室

次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

浜松市長からの諮問に対する答申について

・「北区細江町気賀にあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」

### 3 その他の議題

### 4 閉 会

## 浜松市行政区画等審議会委員名簿

任期:令和2年10月15日から令和5年10月14日まで

委嘱区分	氏 名	備 考	
知識経験	○ 伊藤 徳江	浜松市消費者団体連絡会	1期目
	澤井 勇一	日本郵便株式会社 浜松西郵便局	2期目
	◎ 鈴木 純哉	静岡県建築士会西部ブロック	1期目
	鈴木 美佐男	浜松市自治会連合会	1期目
	竹内 直美	とぴあ浜松農業協同組合女性部	1期目
	藤井 康幸	静岡文化芸術大学	2期目
	松下 ひとみ	浜松商工会議所女性会	1期目
関係機関	佐々木 美文	静岡地方法務局 浜松支局	1期目

※氏名：敬称略、委嘱区分・五十音順

※◎会長、○副会長

○浜松市行政区画等審議会条例

平成17年6月1日

浜松市条例第42号

改正 平成20年3月21日浜松市条例第30号

平成31年3月15日浜松市条例第21号

(設置)

第1条 市は、行政区画等に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市行政区画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

- (1) 行政区画の変更等に関する事項
- (2) 町又は字の区域の変更等に関する事項
- (3) 住居表示の実施等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行政区画等に関する重要な事項

(平20条例30・追加)

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係機関の職員

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平20条例30・旧第2条繰下・一部改正、平31条例21・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平20条例30・旧第3条繰下・一部改正)

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平20条例30・旧第4条繰下)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平20条例30・旧第5条繰下)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月21日浜松市条例第30号抄）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第26条（第1号に係る部分に限る。）の規定は同年10月15日から、第26条（第2号に係る部分に限る。）の規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日浜松市条例第21号抄）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物

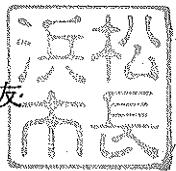
の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

浜総文第409号  
令和4年11月21日

浜松市行政区画等審議会  
会長 鈴木 純哉 様

写

浜松市長 鈴木 康友



諮詢書

浜松市行政区画等審議会条例第2条第2号の規定により、次のとおり意見を求める。

記

件名	北区細江町気賀にあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
目的・理由	<ul style="list-style-type: none"><li>昭和47年に県道拡張工事に伴う自治会集会所の移転先として、北区細江町気賀の浜名湖岸の船揚場（ふなあげば）として利用されていた場所を公民館対策委員会が埋立て、造成し、陸地化したが、廃川手続がされていなかった。今回、静岡県が行政財産の用途を廃止するため、あらたに生じた土地を確認するもの。</li><li>あらたに土地が生じたことに伴い、字の区域を変更するもの。</li></ul>
経緯	<p>〈背景〉</p> <p>昭和47年に県道拡張工事に伴う自治会集会所の移転先として、北区細江町気賀の浜名湖岸の当該地を公民館対策委員会が埋立て、造成し、陸地化した。</p> <p>昭和40年の現行河川法施行に伴う河川区域指定の際（昭和52年3月）、当該地は既に埋め立てられて陸地化していたため、河川区域に含まれなかつたことから、本来なら廃川手続を経て財務省に引き継がれるものだったが、この処理が行われず、国交省所管の法定外国有財産（行政財産）として残置され、静岡県の管理下に置かれることとなつた。</p> <p>平成19年に自治会集会所が解体された後は、浜松市が静岡県から使用許可を受け、寸座児童遊園敷地として使用してきた。</p> <p>当該使用許可が令和5年3月31日で満了となり、静岡県は、当該地の行政財産の用途を廃止し、不動産登記を行い、普通財産として所管を財務省に引き継ぐため、浜松市による土地の確認と、字の変更手続が必要となつた。</p> <p>あらたに生じた土地の面積は862.80平方メートルである。</p>
内容	<p>あらたに生じた土地及び北区細江町気賀字寸座に編入する区域</p> <p>浜松市北区細江町気賀字寸座11277の6の地先</p> <p>862.80平方メートル</p>
時期	<p>〈実施時期及び公表時期・方法（議会・記者・市民）〉</p> <p>令和4年12月 行政区画等審議会</p> <p>令和5年 2月 市議会定例会へ提案</p> <p>令和5年 3月 市長決定処分、告示</p>
備考	<p>〈実施するうえで関係する事項、実施したことにより生じる事項、本件の取扱いについてなど〉</p> <p style="text-align: right;">- 4.11.21 No.</p>

# 位 置 図

資料 1



## 現地写真

①写真



②写真



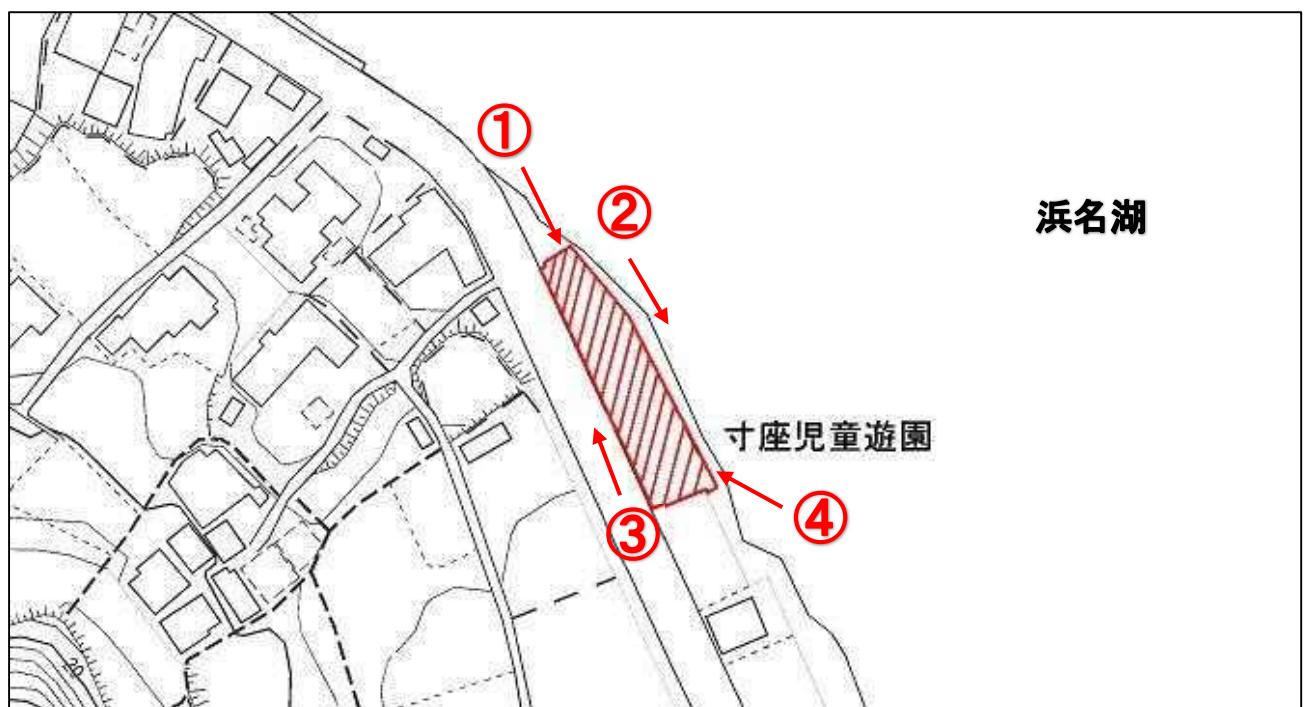
③写真



④写真



撮影箇所



全体①



全体②



# 公 図 写



**地方自治法（抄）**

**第9条の5** 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。※権限移譲により届出先は市長

② 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。※権限移譲により告示をするのは市長

**第260条** 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

③ 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。